第3回宇宙開発利用専門調査会 (平成14年1月24日)説明資料

宇宙利用の現況と取り組み ~安全保障・危機管理 (災害対策含む)

帝京大学 法学部教授 志方俊之 安全保障・危機管理の分野で宇宙を利用することは、わが国にとって特別に重要なことである。国家の安全保障は、大きく「防衛」、「エネルギー・食糧安保」の二本の柱に区分されると言ってよい。本文は、それぞれの柱について、わが国における宇宙利用の取り組みについて留意すべき事項を列挙するとともに、安全保障の面から見たわが国の宇宙技術開発への取り組みについて述べる。

(1)防衛における宇宙利用の取り組み

わが国の防衛には幾つかの基本的な原則がある。第一は「非核三原則」である。すなわち、核兵器なしでわが国の防衛を全うすることで、核抑止力は米国の核戦力に依存すると決めているのである。

第二は「専守防衛」の原則である。すなわち、陸・海・空自衛隊は、 攻撃性が大きく、力の戦略的投影力がある装備、例えば空母、戦略爆撃 機、戦略弾道ミサイルなどを保有していない。要するに、受け身の防衛 戦略を採用しているのである。

第三は「非化学兵器」、「非生物兵器」、「非対人地雷」の原則を堅持していることである。対人地雷は、防衛的な手段であり四面環海のわが国の防衛には極めて必要性の高いものではあるが、非人道的な兵器であるとして自らこれを保持しないことに決めている。

第四は「非武器輸出」の原則である。武器を輸出しないことは、わが 国が独自に開発した防衛技術を外国へ移転することがないことを意味し ている。諸外国は、わが国に対してかなりの防衛技術をリリースしては くれるが、対等な「ギブ・アンド・テイク」の関係にないことから、自 衛隊が必要とする全ての技術が外国から導入できるわけではない。した がって、自衛隊が保有できる防衛技術は、独自で開発をするもののほか、 同盟国の米国や西欧の友好国が金銭を支払えばなんとかリリースしてく れる技術と情報に限られている。

これらの四つの原則は、わが国の国民が自らに課した「先進的な原則

(制約)」であるから、当分の間、変わることはないであろう。したがって、勝たないまでも負けないためには、相手が15手先を読めば、わが国は20手先までを読んでいなければならない宿命にある。

わが国が安全保障を全うするためには、諸外国より「先に」「正確な」「十分な」情報を「収集し」、「伝達し」、「分析し」、「対策を練り」、「危機に対処し」なし得れば「危機を回避する」プロセスが必要なのである。このように考えると、情報の収集から危機の回避までの一連の危機管理プロセスにおいて、宇宙を利用することは、わが国が「防衛における先進的な四つの原則」、すなわち「平和国家に最も相応しい防衛戦略」を採ることを可能ならしめるために不可欠な要件であると言える。

「わが国における宇宙の開発及び利用に関する国会決議(1969.5.9)」、「宇宙開発事業団法と当該法審議時の国会議事録(1969.6.13)」、「防衛庁による通信衛星2号の利用に関する関係大臣答弁(1983.9.29)」、「海上自衛隊の派米訓練時の米通信衛星の利用に関する国会議事録(1985.2.6)」、「情報収集衛星に関する国会議事録(1998.12.8)」等を通じて論議されてきた経緯を見ても、衛星を防衛面で利用することは「非攻撃」的なものであり、先に述べた「平和国家に最も相応しい防衛戦略」そのものであることを証明している。

防衛において衛星の非攻撃的な利用すら不可となれば、それは、わが 国の防衛力が他の諸国の軍事力と限りなく同質な「攻撃防御併用型」の ものに導くことを意味している。これは、日本国憲法の精神に反するだ けでなく、国民の支持を取り付けられない。わが国は世界に先駆けて採 用した「防衛における先進的な四つの原則」を捨ててはならないのであ る。

わが国の防衛戦略の中心にあるべき情報収集について観察すると、防衛におけるわが国の宇宙利用の取り組みは、いまだ緒に着いたばかりである。解像度の高い映像情報の収集能力、全地球的な電波情報の傍受能力、膨大なデーター通信能力などが必要なのである。

(2)エネルギー・食糧安保における宇宙利用の取り組み

わが国はエネルギー源の99.5%、食糧の60%を海外からの輸入に依存している。この戦略環境は当分変わることはない。わが国の資源輸入量は年間約8億トン、輸出量は約1億トン、総計出入り約9億トン、実に世界の海運量の約15%を占めている。この数字を見ても、資源の安定的な確保は、わが国が生存し続けるための基本的要件であることが分かる。

わが国がエネルギー・食糧を長期的に安定して確保するためには、資源供給国に紛争がなく、その地域が安定しているだけではなく、資源供給国とわが国との間の数千海里に及ぶ長大なシーレーンに沿って大きい紛争があってはならないことである。

いずれの国も資源の確保が必要ではあるが、広大で資源にも恵まれ人口が比較的小さい国々(例えば、カナダ・オーストラリヤなど)に比較すれば、わが国ほど世界中が平和であることを必要としている国はないのである。自国の中が平和でありさえすればよいのではない。したがって、資源供給国とシーレーンに沿った地域における紛争・事故・不作の「要因」、「前兆」、「状況」などを、他の諸国と同時に、あるいは先に知る必要がある。わが国は、力によって紛争等に介入する選択肢を捨てたのだから、情報を早く収集して分析し、出来得れば、紛争を回避するための手段を持たなければならない。

「予防外交」はわが国の安保外交の基本の一つなのである。 わが国土内で起きる自然災害や原子炉事故や交通事故などを対象とした危機管理のための情報収集はもちろんのこと、グローバルなシーレーンにおける海運の状況、穀倉地帯の作付け予想、大規模自然災害の状況、紛争の状況等を監視して、出来るだけ早く、出来れば予防的に経済的・外交的・政治的な対応手段を講ずることができるようにすることが重要なのである。

このような手段を持つことは、単にわが国の平和と安全に寄与するだ

けでなく、軍事力を使わず世界の平和に貢献できる、「平和国家に最も相応しい技術戦略」と言えよう。「見えるものは全て視る」、「聞こえるものは全て聴く」という能力と意志を持つことこそ、専守防衛、紛争の未然防止、予防外交を基本戦略とするわが国にとって、不可欠なことなのである。鷲、熊、龍のような国ではなく、自らを兎のような国になると決めたわが国は、世界一、「目敏く、聞き耳のはやい国」とならなければならないのである。

わが国の衛星による映像や電波の情報収集への取り組みが、各省庁の それぞれのニーズに応じて、今まで縦割りに行われてきたことは否めな い。これからは、安全保障・危機管理という統一した断面から、情報を 収集し、共有し、専門分野毎の情報を交換して、国家の安全保障を全う する体制をとる必要がある。

(3)安全保障の面から見たわが国の宇宙技術開発への取り組み

問題点を大きく二つ指摘したい。第一は「重点形成」の問題であり、 第二は「官民協力」の問題である。

まず、重点形成については、他の分野はいざ知らず、安全保障・危機管理の分野では、情報の「正確性」と「迅速性」が鍵となる。したがって、映像情報であれば、正確性の面から限りなく高い解像度を追求しなければならない。また、センサーも多種多様なものを必要とする。迅速性の面からは、少なくとも「二時間毎に同一地域を監視し得る」に必要な衛星の数を目標として整備する必要があろう。また、電波情報であれば、最終的にはわが国の安全保障にとって必要な地域をカバーすべきことはもちろん、グローバルな傍受体制を構築できるようにしなければならない。要するに、各省庁によって「need to know」の精粗は異なるであろうが、防衛上最もスペックの高いものを必要数だけ先ず整備することを優先すべきである。

次に官民協力については、官と民が、それぞれの特徴を活かす分野で密接に協力すべきことは当然であるが、わが国の衛星関連産業の規模は、他の主要国のそれに比して未だ小さいことから、情報収集衛星の技術開発に関しては、官主導で投資し、その成果を民へ「スピン・オフ」させる「旧来型の開発戦略」を採る段階であると考える。

もちろん、他の主要国では民の技術ポテンシャルにも高い部分もあるから、民・民の国際間の技術交流も必要である。防衛技術の分野では、たとえ米国といえども、特にセンシティブな技術はわが国へ容易にリリースしないわけであるから、自力開発すべき分野については、非効率的とみられるが、官が先行的に推進しなければならない。情報収集衛星に関する限り、採算性の追求は民間へ「スピン・オフ」した後でも可能であるう。また、わが国独自の技術が知らぬ間に外国へ移転することのないよう、技術保全対策をとることも同時に必要である。